

伊勢原市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第16条及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第35条に規定する関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備するため、伊勢原市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者虐待 高齢者虐待防止法第2条第3項に規定する行為をいう。
- (2) 障害者虐待 障害者虐待防止法第2条第2項に規定する行為をいう。

(組織)

第3条 ネットワークは、別表に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）をもって組織する。

(活動内容)

第4条 ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 高齢者虐待及び障害者虐待（以下「虐待」という。）の発生予防、早期発見、早期対応及び再発防止に係る活動
- (2) 虐待に関する相談支援体制及び関係機関の連携体制の構築に係る活動
- (3) 虐待防止及び権利擁護についての啓発並びに虐待に関する正しい理解の普及に係る活動
- (4) その他虐待防止及び権利擁護に必要な活動

2 市長は、前項に掲げる活動を行うため、ネットワークに次に掲げる会議を置く。

- (1) ネットワーク会議
- (2) 実務担当者会議
- (3) 虐待初動会議
- (4) 緊急作業会議

(ネットワーク会議)

第5条 ネットワーク会議は、関係機関からそれぞれ別表右欄に掲げる人数により選出された者（以下この条において「関係機関の代表者」という。）をもって構成し、関係機関が連携を密にし、ネットワーク活動を円滑に推進するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ネットワークの活動内容を円滑に進めるために必要な事項
- (2) 実務担当者会議、虐待初動会議及び緊急作業会議に対する評価及び検証

2 ネットワーク会議は、市長が招集するものとする。

3 ネットワーク会議の座長は、関係機関の代表者の互選により置くものとし、進行及び総合的な連絡調整を行うものとする。

4 市長が必要と認めるときは、関係機関の代表者以外の者に会議への出席を求め、意見

を聞くことができる。

(実務担当者会議)

第6条 実務担当者会議は、関係機関から選出された者をもって構成し、次に掲げる活動について協議する。

- (1) 虐待事例を検証し、虐待の発生予防、早期発見及び再発防止に係る活動
- (2) 虐待防止及び権利擁護についての啓発並びに虐待に関する正しい理解の普及に係る活動
- (3) その他虐待防止及び権利擁護に必要な活動

2 実務担当者会議は、高齢者虐待防止担当課長及び障害者虐待防止担当課長が招集するものとする。

3 実務担当者会議は、必要に応じ関係機関以外の者に出席を求めることができる。

(虐待初動会議)

第7条 市長は、虐待の発見若しくは相談又は通報から48時間以内に、高齢者虐待防止担当課又は障害者虐待防止担当課に所属する市職員及び関係機関から選出された者による虐待初動会議を開催し、虐待事実の確認及び緊急性の判断を行うものとする。

2 虐待初動会議は、高齢者虐待防止担当課長又は障害者虐待防止担当課長が招集するものとする。

(緊急作業会議)

第8条 市長は、虐待初動会議において虐待が疑われたときに、関係機関から選出された者による緊急作業会議を開催し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 被虐待者の安全確保
- (2) 家族状況等の把握、被虐待者の意思確認及び介入方法
- (3) 被虐待者及びその家族等への支援
- (4) 支援内容の確認
- (5) 終結の判断
- (6) その他被虐待者及び関係者の支援に必要な活動

2 緊急作業会議は、高齢者虐待防止担当課長又は障害者虐待防止担当課長が招集するものとする。

3 緊急作業会議は、必要に応じ関係機関以外の者に出席を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 ネットワーク会議、実務担当者会議、虐待初動会議及び緊急作業会議に出席している者又は出席していた者は、会議に関して知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(庶務)

第10条 ネットワークの庶務は、高齢者虐待防止担当課及び障害者虐待防止担当課が協議し、執行するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成24年9月14日告示第152号)

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成29年2月15日告示第8号）

この告示は、平成29年3月1日から施行する。

別表（第3条・第5条関係）

区分	関係機関	人数
保健・医療の 関係機関	伊勢原市医師会 一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会 一般社団法人伊勢原市薬剤師会 神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター 東海大学医学部付属病院 神奈川県厚生連伊勢原協同病院	1人 1人 1人 1人 2人 1人
警察・その他の 関係機関	伊勢原警察署 日本郵便株式会社伊勢原郵便局 伊勢原市自治会連合会 伊勢原市民生委員・児童委員協議会 伊勢原市人権擁護委員会 伊勢原市社会福祉協議会 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川支部	1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人
介護高齢福祉の 関係機関	市内の介護老人福祉施設 市内の介護老人保健施設 市内の養護老人ホーム 市内小規模多機能型居宅介護事業所 市内地域包括支援センター いせはら介護支援専門員協会 伊勢原市訪問看護師等連絡協議会 伊勢原市訪問介護系連絡会 伊勢原市通所介護ネットワーク 介護者家族会 手と手の会 高齢者の心の不安に対する傾聴・相談活動を実践するボランティア	1人 1人 1人 1人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人
障害福祉の関係 機関	障害者相談支援事業所 障害福祉サービス提供事業所 障害者当事者団体 平塚労働基準監督署 伊勢原市雇用促進協議会 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会 伊勢原市小・中学校校長会	1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人

